

○契約課が発注する工事及び委託業務契約約款の一部改正について

平成29年1月1日より愛媛県の工事請負契約書等の見直しが行われたことに伴い、西条市では平成29年2月1日以降に公告又は通知する工事及び業務に適用する契約約款の内容を下記の通り改正します。

記

受注者とその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除した場合についても、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならないよう、契約約款中に記載します。

以上